

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.53 割掛対象表の項目に示す工事の内容	有料道路料金費(1)～(5)において、使用する車両は大型車を想定していますでしょうか。また、消費税を含んだ金額を見込んでいますでしょうか。	使用する車両は、貴社の施工計画に基づきお考えください。消費税及び地方消費税相当額は別途計上となることから、有料道路料金費(1)～(5)においては、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を計上ください。
2	設計図 上下線付帯工 28/101 仮設足場工計画図	床版取替昇降足場がA2橋脚側で25.9空m ³ となっていますが、割掛対象表 参考内訳書では2箇所分が見込まれていると思われます。A1橋脚側にも昇降足場を設置することを見込んでいますでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	特記仕様書 P.29 25-9-1 交通規制工 種別	中央分離帯規制L×NBが「規制設置・保守のみ」と摘要で指示されていますが、規制撤去はどの単価項目に含まれますでしょうか。 また、他の項目に規制撤去が含まれる場合、規制の空白期間が発生すると思われます。その期間の規制保守はどの項目へ反映したらよいか、ご教示ください。	下り線施工時においては、中央分離帯規制L×NBで規制設置・保守を行ったのち、中央分離帯規制L×NC（昼夜）及び対面通行規制L×NA（昼夜）で規制保守し、中央分離帯規制L×N（夜）で規制保守・撤去となりますので、中央分離帯規制L×N（夜）に含まれています。 上り線施工時においては、中央分離帯規制L×NBで規制設置・保守を行ったのち、中央分離帯規制L×NC（昼夜）及び対面通行規制L×NB（昼夜）で規制保守し、車線規制L×N×M（夜）で規制保守・撤去となりますので、車線規制L×N×M（夜）に含まれます。
4	特記仕様書 P.29 25-9-1 交通規制工 種別	中央分離帯規制L×N（夜）が「規制保守・撤去のみ」と摘要で指示されていますが、規制設置はどの単価項目に含まれますでしょうか。 また、他の項目に規制設置が含まれる場合、規制の空白期間が発生すると思われます。その期間の規制保守はどの項目へ反映したらよいか、ご教示ください。	回答No.3の下り線施工と同様です。

5	特記仕様書 P.30 25-9-1 交通規制工 種別	対面通行規制L×NA(昼夜)および対面通行規制L×NB(昼夜)の施工時間が明記されていないため、ご教示ください。	回答No.3に示すとおり連続する規制となることから規制時間と施工可能時間は同じ時間となります。
6	特記仕様書 P.52 25-25-3 床版の詳細設計 設計	材料手配及び製作に先立ち、構造決定を行う際は、その対象となる部分の詳細設計完了後の図面などを監督員に提出し、確認を受けるものと記載がありますが、25-25-4に該当する完了届を提出する必要はありますでしょうか。	材料手配及び製作に先立ち、構造決定を行う際は、原則完了届の提出していただき完了検査を行います。なお、設計期間中に製作の手配等を必要とする場合は部分使用検査を実施します。
7	特記仕様書 P.39 25-16-5 施工 設計図 上下線付帯工 15, 16/101	仮設鋼床版の施工について、特記仕様書では、下り線を施工した後、上り線へ切り替えると読み取れますが、図面上では下り線で1基、上り線で2基設置するように図示されています。製作する仮設鋼床版を1基とした場合の、上り線での施工方法についてご教示ください。	仮設鋼床版は下り線施工時に1基製作し、上り線にて転用し使用するものとなります。 施工方法については、貴社の施工計画に基づきお考えください。